

第38回鶴ヶ島産業まつり開催要領

1 目的

本市の産業を地域住民へ広くPRするとともに、市の特産品・商品の展示や即売などを行い、地域住民とのコミュニケーションと地域産業の活性化を図ることを目的とする。

2 主催

鶴ヶ島産業まつり実行委員会

3 共催

鶴ヶ島市、鶴ヶ島市商工会、いるま野農業協同組合鶴ヶ島支店

4 開催日（雨天決行）

令和5年 11月 11日（土） 午前10時～午後4時

11月 12日（日） 午前10時～午後4時

5 会場

鶴ヶ島市運動公園

6 事業内容

(1) 市の特産品・商品の展示及び即売

- ・地元農産物の販売
- ・市内事業者などによる出店（飲食物の販売、各種商品の販売など）
- ・国内物産展
- ・その他

(2) ステージイベント

市内各種団体等によるステージ発表

(3) 他団体による事業（産業まつりに参加し、団体独自に事業を実施）

- ・交通安全フェア、防犯フェアなど
- ・その他団体の事業

7 出店の許可及び費用負担等

- (1) 出店者は、鶴ヶ島市内に事業所を有する者又は鶴ヶ島産業まつり実行委員会が認めた事業者のうち、鶴ヶ島産業観光まつり運営委員会主催行事等における出店規約の規定に基づき出店許可を受けた事業者とする。
- (2) 出店希望者は、出店申請書兼誓約書及び出店申請者一覧表のほか、所定の用紙に必要事項を記入のうえ、令和5年9月15日（金）までに実行委員会事務局（鶴ヶ島市商工会又はいるま野農業協同組合鶴ヶ島支店）に提出しなければならない。なお、出店における小間の割り当ては抽選とする。
- (3) 出店者は、名義を第三者に譲渡又は貸与することはできない。
- (4) 出店者は、別表第1に規定する小間代等の負担金を支払わなければならない。
- (5) 出店する1小間の寸法は、間口約5.4m、奥行約3.6mとし、商品等は、出店場所内で販売等を行わなければならない。また、看板装飾は、出店者の負担により、任意で設けるものとする。
- (6) 出店物の搬入は、11月10日（金）午後1時から午後6時まで、11日（土）及び12日（日）は、午前7時から午前9時30分までの時間内とする。また、搬出は、12日（日）午後4時30分以降を基本とし、開催本部から指示があつてから搬出しなければならない。なお、搬入物の管理は自己責任とし、貴重品は十分注意のうえ管理すること。

8 出店に係る注意事項

- (1) 駐車場内における事故又は盗難については、主催者及び施設管理者は、一切責任を負わない。
- (2) 既設工作物に損傷を与えた場合は、直ちに主催者へ報告するとともに、自己の負担により原形復旧しなければならない。
- (3) 即売品については、全商品を特別価格にて即売すること。
- (4) 給水は、会場内の指定する給水場所を使用すること。
- (5) 主催者は、出品物に対する善良なる管理に努めるが、不可抗力による損害については、その責任を負わない。
- (6) 火気使用にあたっては、十分注意し、責任をもって使用すること。なお、消火器を常設し、火元と適正な位置に設置すること。ガソリン又はガスのボンベ等の危険物の保管場所は火元から離し、直射日光を受ける場所としないこと。
- (7) 各日、出店場所及びその付近の清掃を行い、ごみは各自が持ち帰ること。
- (8) 残飯、使用済油等は、特に注意し、責任をもって処理すること。排水溝等へ絶対に流さないこと。

9 宣伝広告

宣伝広告は、鶴ヶ島市広報への掲載等、その他の方法により行う。

10 運営及び経費

- (1) 産業まつりの運営は、鶴ヶ島産業まつり実行委員会が行う。
- (2) 産業まつりの経費は、補助金、負担金、協賛金等の収入をもってあて、会場経費については、実行委員会が負担する。

11 事務局

鶴ヶ島市商工会 電話049-287-1255
いるま野農業協同組合鶴ヶ島支店 電話049-285-0176
鶴ヶ島市役所市民生活部産業振興課 電話049-271-1111（内線235）

別表1 小間代等の負担金

	金額	摘要
小間代	18,000円/小間	商工会、JA
	20,000円/小間	市内非営利団体
	27,000円/小間	商工会（市外業者）
机	2,000円/個	
椅子	500円/個	
電気設備	5,000円/回路	